

申入書兼お問い合わせ

2022（令和4）年2月21日

〒130-0022

東京都墨田区江東橋4丁目26番5号

東京トラフィック錦糸町ビル3F

株式会社ウェルネスフロンティア 御中

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク

理事長 山口 益 弘

TEL/FAX 028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする検討委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

さて、現在、貴社のウェブサイト上で掲載をされているフィットネスジム365に関する利用規約について、消費者契約法等に鑑み、消費者の利益を害する不
当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、下記に述べるとおり申入れ及びお問い合わせをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、2022（令和4）年3月27日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

ます。

なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当法人において公表させていただく可能性があることを申し添えます。

記

第1 退会（第6条）

1. 会員が本クラブを退会する場合は、会員が所属する諸施設が該当する区分に従い手続きを行うものとし、なお、区分は次の各号に定めるものとし、また、会員は自らが所属する諸施設が該当する区分ごとの定めに従って退会手続きを行うものとし、当該区分以外の方法により退会手続きを行うことはできないものとし、

(1) 2980円会員みの店舗

会員が本クラブを退会する場合は、毎月1日から末日までの間に会員本人が直接店舗にて専用端末機で手続き頂くと翌月末退会となります。電話等による申し出は受け付けられません。また、オプションの退会につきましては、専用端末機にて最終ご利用月中の手続きで当月末退会（あんしんサポートのみ1日から10日までの申請）となります。

(2) 1,980円会員・2,980円会員の店舗

1,980円会員が本クラブを退会する場合は、毎月1日から月末までの間に会員本人が直接店舗にて専用端末機で手続き頂くと当月末退会となります。（電話等による申し出は受け付けられません。）また、オプションの退会につきましては、専用端末機にて最終ご利用月中の手続きで当月末退会（あんしんサポートのみ1日から10日までの申請）となります。

2,980円会員が本クラブを退会する場合は、毎月1日から月末までの間に会員本人が直接店舗にて専用端末機で手続き頂くと翌月

未退会となります。(電話等による申し出は受け付けられません。)また、オプションの退会につきましては、専用端末機にて最終ご利用月中の手続きで当月末退会(あんしんサポートのみ1日から10日までの申請)となります。

(3) 2, 980円会員・3, 980円会員の店舗

2, 980円会員が本クラブを退会する場合は、毎月1日から月末までの間に会員本人が直接店舗にて専用端末機で手続き頂くと当月末退会となります。(電話等による申し出は受け付けられません。)また、オプションの退会につきましては、専用端末機にて最終ご利用月中の手続きで当月末退会(あんしんサポートのみ1日から10日までの申請)となります。

3, 980円会員が本クラブを退会する場合は、毎月1日から月末までの間に会員本人が直接店舗にて専用端末機で手続き頂くと翌月末退会となります。(電話等による申し出は受け付けられません。)また、オプションの退会につきましては、専用端末機にて最終ご利用月中の手続きで当月末退会(あんしんサポートのみ1日から10日までの申請)となります。

2. 前項で(1)に定める区分が(2)又は(3)へ変更になった店舗において、当該変更以前に入会した会員が本クラブを退会する場合は、毎月1日から月末までの間に会員本人が直接店舗にて専用端末機で手続き頂くと翌月末退会となります。なお、区分変更があった場合、変更日は店舗ウェブサイト上に表示致します。必ずご確認ください。

3. (省略)

4. 会費その他利用料等(以下「会費」と称します。)が未納の場合は、第1項の解約・退会届の提出までに完納しなければなりません。

5. (省略)

1 申入れの趣旨

(1) 本件利用規約第6条から、「直接店舗にて専用端末機で」「専用端末機にて」と解約方法を限定している点と、「(電話等による申し出は受け付けられません。)」と解約方法を制限している点を削除することを求めます。

ご入会にあたっての注意事項⑩から「専用端末機でのお手続きが必要です。」と解約方法を限定している点を削除することを求めます。

(2) 本件利用規約第6条から、第4項を削除することを求めます。

2 申入れの理由

(1) 申入れの趣旨(1)について

ア 消費者契約法第10条は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であつて、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

解除権の行使については、解除権者の意思表示が相手方に到達すればよく、その方法には制限がないのが原則です(民法第540条第1項)。

イ 本件利用規約は、会員による退会の方法を貴店舗における専用端末による手続に限定しており、会員は、貴店舗まで出向かなければ退会の手続を取ることができません。

退会を希望する会員の中には、すでに遠方に引越をしている消費者や、体調の悪化により貴店舗まで出向くことが難しい消費者がいることも想定され、そのような消費者にとって、本件利用規約の条項は、事実上退会を制限するものになりかねません。

会員による貴社への連絡方法は、電話、郵便、ファクシミリ、電子メールなど多くの方法が考えられるところであり、退会の意思表示の方法について、貴店舗における専用端末機に限定しなければならない合理的理由はありません。

したがって、本利用規約のうち、会員による退会の方法を貴店舗における専用端末機による手続に限定し、その他の意思表示の手段を排除している点は、消費者による解約を不当に制限しているものであり、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限するものです。

また、消費者に認められるべき解約手続が取れずに、消費者の意思に反して契約を存続させられるおそれがあることから、信義則に反して消費者の利益を一方向的に害するものです。

ウ よって、本件利用規約のうち、退会手続について「直接店舗にて専用端末機で」「専用端末機にて」と解約方法を限定している点、「(電話等による申し出は受け付けられません。)」と解約方法を制限している点、ご入会にあたっての注意事項⑩の「専用端末機でのお手続きが必要です。」と解約方法を限定している点は、消費者契約法第10条により無効となりえますので、申入れの趣旨記載のとおり、削除することを求めます。

(2) 申入れの趣旨(2)について

ア 消費者契約法第10条は、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方向的に害するものを無効と定めています。

フィットネスクラブの会員契約は、機器の使用方法を教えるというサービスを提供するという点は準委任契約に類似し、機器の使用方法を習得した会員が利用するために有償で機器を借りるという点は動産の賃貸借に類似します。そして、民法が規定する準委任契約の解除については、各当事者がいつでもその解除をすることができます(民法第651条第1項、第656条)。また、期間の定めのない動産の賃貸借は解約の申入れの日から1日経過することで終了します(民法第617条)。

期間の定めがある場合でも、本件利用規約第6条に退会という形で会員から解除ができることとされており、民法第618条のいう「一方又は双方がその期間内に解約する権利を留保したとき」に該当し、上記の期間の定めのない動産の賃貸借の規定が準用されます(民法第618条)。

イ 本件利用規約は、解約・退会届の提出までに未納の「会費その他利用料等」を完納しなければならないと定めており、実際にそのような取扱いがなされれば、未納の「会費その他利用料等」が生じた使用者は清算がされるまで、永続的に月会費の債務が増えていくこととなります。

したがって、本件利用規約のうち、解約・退会届の提出までに未納の会費その他利用料等を完納しなければならないとする点は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限するとともに義務を加重しているものです。

また、消費者に認められるべき解約手続が取れずに、消費者の意思に反して契約を存続させられるおそれがあることから、信義則に反して消費者の利益を一方向的に害するものです。

ウ よって、本件利用規約のうち、解約・退会届の提出までに未納の会費その他利用料等を完納しなければならないとする点は、消費者契約法第10条により無効となりえますので、申入れの趣旨記載のとおり、削除することを求めます。

第2 施設利用の制限(第10条)

本部は、本クラブの管理もしくはその他本部が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合、1週間前までにその旨を告示します。但し、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。又これにより会員の会費等の支払義務が縮減され、又停止されることはありません。

1 申入れの趣旨

本件利用規約第10条のうち、「又これにより会員の会費等の支払義務が縮減され、又停止されることはありません。」との記載を削除することを求めます。

2 申入れの理由

(1) 消費者契約法第10条は、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができることとされています（民法第536条）。

(2) 本件利用規約は、貴社が気象災害等により会員に対して施設の全部又は一部の利用を制限した場合に会員の会費等の支払義務が縮減され、又停止されることはない定められており、貴社が会員に対して債務の履行ができなかった場合であっても、消費者である会員は、利用規約に則った会費等を全額支払わなくてはなりません。

したがって、本件利用規約のうち、貴社が気象災害等により会員に対して施設の全部又は一部の利用を制限した場合に会員の会費等の支払義務が縮減され、又停止されることはないとする点は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限するとともに義務を加重しているものです。

また、消費者に認められるべき反対給付の履行を拒む権利を否定するおそれがあることから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

(3) よって、本件利用規約のうち、貴社が気象災害等により会員に対して施設の全部又は一部の利用を制限した場合に会員の会費等の支払義務が縮

減され、又停止されることはないとする点は、消費者契約法第10条により無効となりえますので、申入れの趣旨記載のとおり、削除することを求めます。

第3 賠償責任（第12条）

(1) (省略)

(2) 本部及び本クラブは会員の施設利用に際して発生した盗難、紛失については一切損害賠償の責を負わないものとする。

(3) 会員は、自己の責に帰すべき原因により、本クラブの施設または第三者損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たすものとする。会員が18歳未満の場合、保護者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担する。

1 申入れの趣旨

(1) 本件利用規約第12条から、第2項を削除することを求めます。

(2) 本件利用規約第12条第3項から、「会員が18歳未満の場合、保護者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担する。」との記載を削除することを求めます。

2 申入れの理由

(1) 申入れの趣旨(1)について

ア 消費者契約法第8条第1項第1号及び第3号は、消費者契約において、①事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項(1号)、②消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項(3号)をいずれも無効とすると規定しています。

イ 本件利用規約は、会員が施設を利用中、会員自身が受けた損害に対して貴社に過失がある場合であっても、貴社は一切の損害賠償を負わない

とするものであり、消費者契約法第8条第1号及び第3号により無効となりえますので、申入れの趣旨記載のとおり、削除することを求めます。

(2) 申入れの趣旨(2)について

ア 消費者契約法第10条は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

民法上、親権者は、未成年者の不法行為責任について、未成年者に責任能力が認められるか、あるいは責任能力がなくとも親権者において過失がない場合(民法714条)には責任を負うことはありません。また、未成年者の行為について、親権者が常に連帯して債務を負うという法令上の根拠もありません。

イ 本件利用規約は、18歳未満の者が負う責任を親権者も一律に連帯して負担するというものであり、民法の基本原則である過失責任の原則に照らしても疑問がある上、貴社の施設を利用するために貴社の作成した利用規約に合意することを要請された消費者に過ぎない親権者自身の通常の合理的意思にも反します。

したがって、本件利用規約第12条第3項のうち、「会員が18歳未満の場合、保護者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担する。」という点は、民法の適用による場合に比し、消費者である会員の義務を加重する条項であるとともに、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項として、消費者契約法第10条により無効となりえますので、申入れの趣旨記載のとおり、削除することを求めます。

第4 適用法及び専属的合意管轄裁判所(第14条)

会員と本クラブの間で訴訟の必要が生じた場合、本クラブの運営する本社

所在地を管轄する地方裁判所を該当訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。

1 申入れの趣旨

本件利用規約から、第14条を削除することを求めます。

2 申入れの理由

(1) 消費者契約法第10条は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

民事訴訟法第4条ないし第7条は、当事者の住所や請求の内容等に応じた管轄を規定しています。

貴社は、全国展開をするスポーツジムであるため、日本全国の会員との間で訴訟が生じる可能性があり、原則として、民事訴訟法4条ないし7条によって管轄が定まることとなります。

(2) 本件利用規約第14条は、貴社本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として規定しています。

すなわち、本規定は、他の管轄を排除して貴社本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄とするものであるため、会員が貴社本社所在地から遠い地域に居住する場合であっても、一律に貴社本社所在地を管轄する地方裁判所において訴訟を行わざるを得ないものです。

(3) よって、本件利用規約第14条は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に侵害するものといえます。したがって、本件利用規約第14条は、消費者契約法第10条に反し、無効となり得るため、申入れの趣旨記載のとおり、削除することを求めます。

第5 お問い合わせ

1 会費等の内容について

本件利用規約第9条では、次のとおり定められています。

- (1) 会費は、本クラブが別に定める金額を、本クラブ所定の方法で支払うものとし、既納の会費・入会金は原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。
- (2) 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本会員契約に定める諸費用を全て支払う義務があり、退会月までは会費または利用料等を支払わなければなりません。

上記内容からは、貴社で定める会費や利用料の金額が具体的には分からず、会員に対して、会費や利用料をどのように提示しているのか不明です。

つきましては、「本クラブが別に定める金額」及び「本会員契約に定める諸費用」の内容をお教えてください。

2 会費の前納について

本件利用規約第7条第6項では、次のとおり定められています。

- (6) 会員資格停止中の会員又は本クラブから除名された会員に対しては、本クラブは、会員資格停止期間中又は除名後の会費について、前納分あるいは会費その他の既払分の返還は行いません。

上記内容によれば、会費等の支払について前納がなされることがあると読めます。そのため、貴社の会員契約において、前項の会費等の支払について1か月を超えた期間分の前納を行う場合の内容をお教えてください。

3 本部について

本件利用規約第12条第1項では、次のとおり定められています。

- (1) 会員は自己の責任において本クラブの施設を利用し、本クラブの責に帰さない事由により会員が受けた傷害その他事故に基づく損害に対して、本部及び本クラブはその損害賠償の責を負わないものとする。

上記内容によれば、本クラブに帰責性がない場合の損害賠償について、本

部も責任を負わないとされています。本部も責任を負わないとされている理由についてお教えてください。

4 カードの再発行について

本件利用規約第4条第3項及び5項では、次のとおり定められています。

- (3) 会員が本クラブ諸施設に入る際には、会員証を所有しているものとし、会員証を所持していない場合は、施設内に立ち入ることはできません。
- (5) 会員は、会員証を紛失、あるいは盗まれた際には、速やかにご利用のクラブにその旨を届けてください。その際、会員は再発行手数料を支払うことで、会員証の再発行の手続きをとることができます。

会員証が紛失等により手元がない場合、会員証の再発行手続きをせずに退会手続きを行うことはできますでしょうか。退会手続きにあたり会員証の再発行が必要な場合には、その理由をお教えてください。

5 退会不可期間について

本件利用規約第6条第3項では、次のとおり定められています。

- (3) 店舗・会員種別によっては入会お手続き時にご案内があったとおり、退会不可期間等が設けられている場合があります。ご注意ください。

ご入会にあたっての注意事項⑬では、次のとおり定められています。

- ⑬会員は最低3ヶ月の継続が必要であり、この期間内の解約はできません。また、6ヶ月未満で退会する場合は、解約手数料として一律5,000円(税込5,500円)をいただきます。(但し、イオン松ヶ崎店、恋ヶ窪店、1,980円会員、(2,980円/3,980円店舗)の2,980円会員は解約手数料の制約は対象外です)

上記退会不可期間が設けられている理由をお教えてください。

また、解約手数料の金額について、その計算の根拠をお教えてください。

以上